

扶桑町制限付一般競争入札実施要綱

(平成10年3月6日要綱第2号)

(平成12年12月26日要綱第29号)

(平成17年7月11日訓令第28号)

(平成19年3月30日訓令第33号)

(平成23年3月28日要綱第10号)

(平成29年8月28日要綱第36号)

(令和4年12月20日要綱第91号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、扶桑町が発注する建設工事の請負契約の一部について、工事の品質を確保しつつ、より一層の透明性、競争性を高めるため、制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施について、扶桑町契約規則（昭和59年扶桑町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象となる工事は、次に定める建設工事とする。

(1) 予定価格が5,000万円以上の建設工事。ただし、町長が特に必要と認めるものは、指名競争入札等により実施することができるものとする。

(2) 前号に定めるもののほか、一般競争入札に付すことが適当と認められる建設工事

(現行規程の効力)

第3条 この要綱に特別の定めがない限り、現行の諸規程は従前のおり適用するものとする。

(一般競争入札の公告)

第4条 町長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、規則第7条及び第8条により入札の公告をするものとする。

(一般競争入札参加資格)

第5条 一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

(1) 対象工事に係る業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。

(2) 令第167条の4第1項及び第2項に該当しない者であること。

(3) 扶桑町競争入札資格審査事務取扱規程（平成2年扶桑町訓令第1号）第8条による基本審査を受けている者であること。

(4) 次の期間のいずれの日においても、国土交通大臣又は愛知県からの営業停止及び愛知県又は町からの指名停止を受けていないこと。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反、贈賄又は禁錮刑以上の犯罪に起因する営業停止及び指名停止については、当該入札の日から6月前の日までの間

イ ア以外の事由に起因する営業停止及び指名停止については、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から当該入札の日までの間

(5) 当該工事の公告日から当該入札の日までの間に扶桑町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年9月4日付け丹羽郡扶桑町長・扶桑町教育委員会教育長・愛知県犬山警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

(6) 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務を負わない者を除く。）でない者であること。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項に掲げるもののほか、一般競争入札参加資格は、対象工事ごとに

次に掲げる事項について定めることができる。

- (1) 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可の有無
 - (2) 当該工事の工事種類及び等級別格付又は建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査結果の総合数値
 - (3) 当該工事と同種又は類似工種の工事の施工実績
 - (4) 当該工事に配置を予定している現場代理人、主任技術者、監理技術者等の資格及び技術者等としての経歴、同種工事の経験等
 - (5) 事業所の所在地
 - (6) その他町長が必要と認める事項
- 3 一般競争入札参加資格に関する事項は、扶桑町業者指名審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て、町長が決定するものとする。
（一般競争入札参加資格の確認申請）

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、所定の期限までに一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1、又は様式第2。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 町長が一般競争入札参加資格に係る資料の提出を求めた場合は、一般競争入札参加希望者は申請書に併せて、同種工事の施工実績及び配置予定技術者等の資格・工事経験等必要な資料を提出しなければならない。
（様式第3、様式第4）

- 3 前項により提出された書類は返却しないこととし、この書類は他に使用しないものとする。
（一般競争入札参加資格の確認）

第7条 前条の規定により申請書が提出されたときは、審査会が一般競争入札参加資格を確認し、その結果を町長に報告するものとする。

- 2 町長は、前項の確認の結果について申請者に対し、一般競争入札参加資格確認通知書（様式第5。以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

（一般競争入札参加資格を有しない者への理由の説明）

第8条 前条の規定により一般競争入札参加資格がない旨の通知をされ

た者は、確認通知書を受理した翌日から起算して3日（扶桑町の休日を定める条例（平成2年扶桑町条例第23号）第1条第1項に規定する休日（次項において「休日」という。）を含まない。）以内に町長に対して、書面により説明を求めることができる。

2 町長は、前項の説明を求められたときは、一般競争入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、原則として5日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

3 町長は第1項の説明を求めた者について、重大な錯誤等により一般競争入札参加資格があると認められるときは、審査会の審議を経て、確認通知を取消し、前項の回答と併せて、改めて一般競争入札参加資格のある旨の通知を行うものとする。

（一般競争入札の執行）

第9条 一般競争入札の執行は、前条の手続きが終了していることを確認のうえ、実施するものとする。

2 一般競争入札参加者は、確認通知書を携帯するものとし、担当職員に提示を求められた場合には、その指示に従わなければならない。

（抽選による一般競争入札参加者の絞り込み）

第10条 一般競争入札の執行に先立ち、一般競争入札参加者が多数の場合で、次の事項に該当するときは、抽選により当該入札に参加できる業者の数を50パーセントを限界として絞り込むことができるものとする。

（1）一般競争入札参加者が多数必要でないとき。

（2）一般競争入札に関し談合の疑いがあるとき。

（3）その他町長が必要と認めるとき。

（一般競争入札結果の公表）

第11条 一般競争入札の執行結果は、総務部総務課において閲覧に供する。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則（平成10年3月6日要綱第2号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月26日要綱第29号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月11日訓令第28号）

この訓令は、平成17年7月15日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第33号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日要綱第10号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月28日要綱第36号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月20日要綱第91号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式 略